

## 産学連携のリアル

(連載第1回)

マクスウェル国際特許事務所  
弁理士 加島 広基

近年、大学等の研究教育機関における研究成果等の「知」を民間企業が活用し、新技術の研究開発や新事業の創出を図ることを目的として、産学連携の動きが加速している。また、首相官邸が設置する日本経済再生本部が出した「日本再興戦略2016」によれば、2025年度までに大学・国立研究開発法人等に対する企業の投資額の目標を現在の3倍とすることが挙げられている。

このように、最近では産学連携の推進を求める動きが活発になっているものの、両者の元々の常識や文化が大きく異なっていたため、必ずしも産学連携で大きな成果を生み出すことができない場合もある。とりわけ、知財面において両者の立場に大きな食い違いが生じるケースが多々見受けられる。

本連載では、産学連携の最前線に携わっている、研究教育機関側の立場の方および企業側の立場の方に交互にインタビューを行い、とりわけ知財面での問題やその解決手段についてリアルな声を聞くことにより、産学連携を成功させるヒントを探っていきたい。

連載第1回では、国立大学法人山口大学の学長特命補佐・知的財産センター長である佐田洋一郎先生に産学連携の現状について話をうかがった。

### 産学連携の隆盛は国立大学の独立行政法人化から始まった

—— 佐田先生には10年前にも本誌（2008年7月号）にて「初めて知財を担当する人のための大学知財の基礎入門」という記事を寄稿していただき、産学連携に取り組む多くの方にとって先生の記事は今でも活用されていますが、当時から10年が経過しまして産学連携を取り巻く状況は変わりましたでしょうか？

佐田 産学連携の数は増えて知財への認識度が上がってきましたが、内容面はあまり変わってないです。



(国立大学法人山口大学 学長特命補佐・知的財産センター長 佐田洋一郎先生)

——— あまり変わってないですか。私の認識の中では、大学も企業も、産学連携のノウハウがある程度体系化されてきているのではないかと考えていたのですが。

**佐田** 大学は現在、全国で777校あったと思いますが、最初に取り組みだしたのは時期の前後はありますが、主に国立大学(87校)と有名私立大学で、そこで重点的に知財整備事業が始まったのです。そして、この産学連携活動は、基本的には2004年の国立大学の法人化と絡んでいます。小泉首相が当時掲げた行財政改革、公務員改革で、公務員全体の人数を減らそう、あるいは整理・統廃合しようという中で、大学の教職員全員を、公務員から非公務員にするという方針もでたのです。その時日本の国際競争力が、1990年初頭のトップから2002年には32位まで急落しており、これをどうやって回復するかというときに打ち出したのが、当時検討されていた知財立国政策で、その具体策として4つの知財立国推進計画が(次ページ参照)、行政・立法・司法・大学の分野で示されました。これは大学改革の取組みより前のことで、大学が保有している内部知的資産や知的財産、これらの知をもっと産業界で活用を図れば、日本の国際競争力が回復するのではないかという声が出たのです。そういうことから、大学自体に対しては、もっと科学技術や研究成果を世の中に普及することは、大学の(研究機関、高専等を含め)責務とまで平成14年に制定された知的財産基本法に盛り込まれたのです。国立大学の法人化というのは、平たく言えば民営化、企業化ですから、企業と同じ感覚で大学を運営していくことが一方では期待されていたのです。

## 国際競争力の奪回に向け知財立国政策の展開



政府が取った4つの知財立国推進体制  
(知財立国とは知恵(知的財産)を武器として国を興す政策)

行政…内閣官房に知的財産戦略本部の設置

立法…知的財産基本法の制定

司法…知的財産高等裁判所の設置



大学等…研究成果(知財)の活用推進  
(知的財産整備事業の取組み開始)



Copyright © 2016 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

佐田 行財政改革の一環として大学への交付金を減らす議論の時に、大学の法人化の話が浮上したのです。大学独自で稼ぐのだから、交付金を年に1%ずつ減額できるだろう、と。山口大学でも、これまでに総額30億が削減されました。大蔵省(現在の財務省)にしてみれば、法人化に向けて大学はそれなりの手を打つだろう、と期待していたというのです。ところが文科省は大学に対して、「法人化と言っても何も変わりません、言い方が変わっただけです」と説明してきた経緯がありました。しかし、そういう中で、めざとく情勢を見ている先生もいたわけです。そういう人は、研究費は当然下がってくるという読みで動き始めていたのです。それが今の産学連携活動で、つまり民間等から金を獲得しないと、必要な研究費が実質的に確保できなくなるとの分析です。これは、法人化によって到来する一状況過程だと言い切る有識者がおられましたが、現にその通りになってきています。そういった人から見れば、今になってなにを慌てているのですか。だから、共同研究でもなんでも手を尽くさないと、お金が入ってこないということになります。交付金以外に、科学技術研究費という補助金制度がありますが、採択率は全国平均で約25%です。ということは、4人に1人しか当たらない難関です。国立大学では交付金(大学予算の主要部)から教員に支給される教育・研究費は平均で50万円前後、地方大学の中には30万円を切っている大学もあります(今や有名私立大学の約10分の一とも言われています)。これは「月ではなく年間です」というと、企業の方は大概驚かれます。

—— 1人当たり年間の研究教育費が、50万円を、中には30万円を切る？

佐田 私が15年前に山口大学に来る前は、1人当たり年間の教育・研究費が100～150万円以上あったそうですから、それが今や3分の1くらいに減ったことになります。しかし、先を見据えていた人は、15年前の法人化あたりから産学連携活動に取組み始めていたのです。中には、産学

連携は面倒、と言う人がいますが、第三者からお金をもらうのですから当然と言えば当然です。銀行なら、厳格な審査があり、最後はそのお金は返さないといけないはずで。財務省が「大学は状況が全然理解されていないのではないですか」と文科省に言っていると聞いたことがあります。財務省にしてみると当然のことを言ったまで、と思っていることでしょう。

——— 自分たちでちゃんと稼いで来いですか。

**佐田** そう。稼いで来なさいと。今は平成28～32年度の第5期科学技術基本計画期に当たります。科学技術基本法に基づいて、科学技術政策費や、大学ならびに研究機関等に出している金は、だいたい年間5兆円くらいなのです。1期が5年で25兆円。2期、3期、4期、5期、今5期で、多少の増減はありましたが、だいたい同じペースです。だから、法人化前と比べても、大学や研究機関等に行っている金というのは、ほとんど変わっていないのです。ただ、一律にまんべんなく配給(?)されるお金は下げて、競争的資金は増えているのです。財布の中身をちょっと変えただけというのが政府筋の説明です。これからの大学は、世の中の動きを把握しながら、現場の対策を考えていく必要があります。

——— 他にも大学にとっての産学連携のメリットとかありますか。

**佐田** 大学の中で、先生が企業と連携する理由は、さっきも言いましたように、共同研究費の獲得がありますが、中には、研究テーマを見つける手段に考えている先生もいます。先生のところには、普通、学部4年生や、マスター、ドクターがいます。その彼らに教員は、研究テーマを与える必要があります。学生院生が15人いれば、研究テーマを15個用意してやらなくてはなりません。自分で、なかなか出せない場合、企業との共同研究をしている際に、企業から出された課題が参考になり、助かることがあるとよく聞きます。課題やテーマをいろいろと出してもらうことができるというメリットは、研究現場では無視できないことのようにです。

——— 企業が大学にアプローチするときには何らかの課題があり、それが研究テーマに繋がるということですね。

**佐田** 企業はただ遊びに来ている訳では有りません。なんらかのテーマを持ってきて、これをなんとか解決できませんかと言ってきます。テーマの一つ一つを解決することにより、研究目標の多様化が図れ、学生の研究意欲も高まります。その解決プロセスが、ひいては研究力の向上に繋がるのです。こういったことの全てが教育環境を充実させることになります、という話を先生方からよく聞きます。

## 産学連携が始まるきっかけについて

——— 山口大学の場合、大学から企業に対して連携のアプローチするケースが多いのか、それとも、企業のほうが大学にアプローチしてくるほうが多いのか、いかがでしょうか。

**佐田** どちらから多いというより、双方向です。大学からのアプローチというのは、形はいろいろありますが、たとえば、学会発表会、新技術発表会とか、それ以外にもイノベーション・ジャ



パン等での展示会などで、大学の技術を企業にアピールするのです。それを見た企業が、教員のところにアプローチする、というパターンが結構多いです。

——— それは、大学が展示ブースを出すということでしょうか。

**佐田** そうですね。イベントの企画をするところに、先生が直接あるいはURA（リサーチアドミニストレータ）やCD（コーディネータ）が代理で応募します。こんな展示をやりたいと申請して、採択されれば、そこに大学のブースが割り当てられ、先生の研究成果をパネルやパソコン動画、実物等で展示します。ブースは少しお金がかかりますが、企業へのアピールのチャンスなので、そこは大学が補填しています。学会発表や論文発表だと、来てくれるのが大企業という傾向ですが、イベントはもっと層がひろがります。

——— 学会発表等は中小企業になると、そこまで手が回らないのですか。

**佐田** 人手が足りず、時間もないようです。以前アンケートを取ったことがありますが、論文等はあまり読まれていないのが現実です。そのため大学は、地域の交流サロンとかを積極的に利用しています。最近では、地方自治体が熱心で、企業と大学、あるいは公的研究機関が一同に会する場を作り、軽い飲食付きで名刺交換したりしています。山口大学の場合ですと、宇部市や下関市、岩国市などで毎月か2カ月に一度開催され、主にURAやCDが企業のニーズ情報を収集して、研究者に伝えています。

——— 大企業と連携するのと、地元の中小企業と連携するのは、割合的にはどんな感じですか？



（山口大学常磐キャンパス）

**佐田** どうしても大企業のほうが多いですね。中小企業については、これから掘り起こしをしないといけないと考えています。地元の中小企業を元気にしたいと、現在大学全体で取り組んでいます。中小企業への支援策ということで、本学では特許の無料開放を全国大学初で取り組んで、地域貢献を考えています。以前は先生個人の活動だったのが、今は組織活動になりましたので、大学にとっては大きな変化だと思います。

——— 個人活動だったのですか。

**佐田** はい、個人として動いていました。法人化前ですが。しかし、それだと先生の交渉力にもよりますが、対価も低くあまり正当な評価がされていない傾向がありました。共同研究成果の特許権も、特許の知識がないため、わずかな研究費と引き換えに、企業に全部持っていかれるという状況が繰り返されていたのです。中には良い研究成果に係わらず、論文発表だけで終わっており、企業としては事業化しにくい状況も散見されていました。そういう背景もあり、特許の管理も含めて、組織全体でやりましょうということで、大学に知的財産部署が設けられたのです。併せて産学連携部署の機能を強化して、そこで研究者を紹介し、産学お見合い企画に取り組んでいます。企業から「こんな研究している人はいませんか」というアプローチがあれば、最適な研究者を紹介しています。ホームページで探す方が多いようですが、直接来られる方もウエルカムですので、気楽に活用して頂きたいと思います。

——— 産学連携部署にそういうアプローチしてくるのは、地元の中小企業ではなくて大企業のほうが多いですか。

**佐田** 中小企業にとってはどうしても敷居が高いみたいですが、最近は徐々に低くなっているようです。たとえば、山口大学には山口TLOという、大学の研究成果を企業に移転を専門に扱っている技術移転機関があります（平成10年に制定された技術移転促進法の実行機関の受け皿として設けられたのが、この技術移転機関「TLO」です）。会員システムで運用しており、主に地元中小企業が多いです。このTLOを通して、技術や研究者を紹介する形を取っています。学会やイベント等での出会い型や、申し込みが来ての紹介型とか、出会いの形は様々です。

## 産学マッチングの相性について

——— 産学連携をする時に、相手と、たとえば相性が合う合わないとか見えていますか？全部が全部、申し入れがあったときに受けているわけでもないと思うのですが。

**佐田** 相性も大事ですけども、産学連携をやりたい先生と、やりたくない先生がいるのです。いい研究しながらも、企業と連携するのは面倒くさいと思っている先生も現にいます。報告書をいついつまでに出してほしいとか、特許出願するまでは発表するな、等の制約を嫌がる先生もいるので、それを見極めなければなりません。たとえば、いい研究していそうな人を発見した場合、その人のホームページや研究者情報のサイト等で、共同研究している人かが判ります。あるいは、その人の名前の特許情報を検索すれば、その人が過去に企業と共同で特許出願しているか判ります。特許情報は、研究者へのアプローチに極めて有効です。

——— そうですね。J-PlatPatで調べれば、共同出願とか、名前を入れれば出てきますね。

**佐田** いい研究ながら、論文が出ているのに特許出願はしていないとか、出願はしているけど単独だという研究者には、単独踏破タイプの方が多いです。もちろん研究費は手に入れたいので、そういう人は、国の科研費や自治体や行政機関等の研究費補助金とかに応募して、自分の思いどおりに研究しています。

ただ、産学連携というスキームは、何が良かったと言うと、大学の運営なりを、産業界に近づける、いわば産業界が先生になってくれるということです。企業は、研究や開発から、商品やサービスを生み出し、世の中に受け入れられるために、世の中を観察分析して、常に世の中のことを考えています。一方、先生方の研究の究極の狙いは、自分の研究成果が教科書等に載ることです。特に、これまで企業と係わってきたことがない先生は、自分の信念や執念、ご本人自ら研究を趣味だという人もいますが、そんな世界で過ごしてきています。

——— 研究が趣味ですか。

**佐田** そうです。趣味の定義はいろいろありますが、だからこそ没頭してやれるのかも知れませんが、ノーベル賞をもらった大村先生が仰っていたように、世の中の役に立つのが、本当の研究なんだと。世の中の役に立つものは何なのか、役に立つためにはどうしたらいいか、ということが一番知っているのは企業です。先生方の多くは、ずっと学生のときから大学にいて、産業界のことなんてほとんど考えてもいないし、情報も持っていない。特許出願を出すタイミングもわからない。そういう状況下で過ごしてきた人が、企業との共同研究等をきっかけに、自分の研究を実装化し、世の中で役立つことに目覚める。そこを期待しています。産学連携は言わば訓練の道場です。一番恩恵を受けているのは先生方だという人もいるくらいです。

——— そうですね。法人化から、今もう15年くらいになると思うのですが、それで結構、先生方のマインドも、特に若い先生のマインドは、だいぶ変わってきているのではないですか。

**佐田** そうですね。法人化から時間が経って産学連携を受け入れる状況ができています。その中で採用された若手の先生方は、企業が入ってきて一緒にやるのが当たり前のように感じていると思います。一方、60歳を越し、定年間近の教授の方々は、DNAに染み込んでいるのか、昔の文化のままの人が多く、共同研究なんかふざけるな、研究者の魂を売るのか、と言わんばかりの人も中にいます。もちろん全部じゃないですよ。そういった先生方にも、先程いったように、世の中の役に立つことの重要性を判っていただき、そのためには産業界を師とする気持ちも持っていただきたいと思っています。

今、大学の経営に於いても、まさに産業界の人を大学の経営者にいれたらどうかという動きもあるようです。企業人と連携することによって、大学の運営を法人化後15年も経ったのだから、もう少し法人らしく企業寄りにしたらどうかという言う有識者もいます。





## 企業と大学との間の契約について

——— 実際問題として、企業と連携すると、共同研究契約や共同出願契約等の契約の問題が出てきたり、特許の出願の費用はどうするかという問題が出てくるかと思います。また、一昔前には契約書のテンプレートに不実施補償<sup>1</sup>が入っているケースがありましたが、企業との契約について最近の状況を教えて下さい。

**佐田** 法人化前までは、文科省作成の雛形で対応していました。契約部署に担当者が、1人くらいが頑張っていて、これでやってくださいと言って、交渉じゃなく通達だったのです。しかし、法人化以降はできるだけ話し合いで決めましようとなりました。でも大学ごとによりかなり状況が違っていました。特許出願の経費は、もともとは法人化前までは国有特許だったので、出願料や年金等は無料だったのです。それを法人化で、各大学が出願も含めて特許権の管理はそれぞれの大学ですることになったのです。出願するか否か、維持するか否か、等といったことはそれぞれの独自性で決めていくわけです。そうすると、その経費も当然のことながら、大学の経費から出さないということですね。そうすると、大学財務からは特許に係る経費の削減が当然求められます。そのため企業からの実施許諾のロイヤリティ等を、経費に充てなくてはなりませんので、産業界には不人気な不実施補償とかをお願いしなくてはならなくなります。せめて特許出願経費を稼いで来なくては、コストセンターと言われ、学内で居場所がなくなります。企業としても、勝手に共同研究成果を公開されてしまわれては困るわけです。そこで知財管理部署としては、先

1 大学と企業が特許権を共有する場合に、権利を実施しない大学（国立大学法人法により、国立大学は実施ができないことになっている）にとっては特許権から何の利益を得ることが出来ないため、権利を実施する企業から一定の実施料を払ってもらう場合があり、これを不実施補償と呼んでいる。



生には、お金をもらっている以上は、約束をしっかりと守ってくださいとねと、注意を喚起することになります。

——— 大学として、企業に対して知財に関して主にどんな要求するのですか？

**佐田** 知的財産に関して、特許出願費用を出してもらいたい、とか、実施料をもらいたい、というのが定番です。実施料というのは、企業からしますと価格に転嫁されるのです。そのため、価格に反映しにくい研究費（継続している場合には翌年の研究費）に、実施料分を上乗せしてもらう方法も取ったりします。実施料だけにあまり固執して要求しないほうがいいようです。もちろん、相手の企業によっては、税金の関係で毎年ロイヤリティを払ってもいいということもありますし、会計処理のため一時金の形で全部払いたいという場合もあるようです。いろいろ事情がありますので、よくコミュニケーションを取っておくことが大事です。

——— 今、それぞれの大学で、自分たちの雛形を作って、それで交渉している状況ですか。

**佐田** 法人化前までは、大学における全ての管理は、文科省の附属機関との位置づけだったので、文科省が決めて、このとおりやれと言われていたのです。これが法人化後は、急に自由にやりなさいということになりましたので、面食らった大学は少なくなかったと思います。法人化後でも、前の雛形を相変わらず使っている大学もありましたが、いち早く切り替えたところもありました。山口大学は直ちに切り替え、十分な話し合いの下に行っています。

——— 企業からすると、なぜ不実施補償を払わなければならないのかとと思っているところもあるかと思いますが。

**佐田** その通りです。特許法では共有特許は、双方が自由に実施していいということになっています。しかしながら実施行為が法律（国立大学法人法）で止められている国立大学にとっては、何らかの形で実施料等を確保しておかないと、先生へ満足のいく発明の報奨金が払えなくなります。そうすると先生のモチベーションが下がり、ひいては企業にとっても、結果的にはマイナスになってしまいます。文科省から配給されています交付金は教育・研究のためであり、特許の報奨金の財源とすることは、説明が付きません。その他の財源としては特許の実施料と共同研究の間接経費があります。共同研究費の中を詳しくみますと、直接経費と間接経費に分けられます。直接経費は、研究者が研究に直接活用する経費です。間接経費は、研究者の研究活動を支援する経費です。例えば事務経費とか光熱費、設備費、空調代、ネットワークやサーバー経費等々で、企業から支払って頂いた研究費の10%～30%が間接経費になります。アメリカでは50%という大学もあります。この間接経費は、大学の財務に一旦集められ、先生の研究活動を始め、大学の運営に使われています。もちろん特許の出願や維持管理費にも活用されていますので、共同研究費はもちろん、この間接経費は知財担当者からすると、大変ありがたい財源になっています。

## 大学という宝の山を掘り起こせ

**佐田** 大学の先生は、研究の成果と、研究のネットワークと、研究室にいる学生という3つの資産を持っています。そうすると、企業にとっても、先生の能力の結晶である研究成果を使いたい

という場合と、先生のネットワークを使って国内のみならず、海外に向かっていろいろと情報収集や発信をしたいという企業もあるのです。更には、なかなか学生をとれないので、ぜひ先生のお力添えでいい学生を紹介してくれませんか、という人材確保の目的の場合もあります。産学連携にはいろんな思惑や狙いがありますが、結果としてお互いにウインウインになれば理想ですね。先生自身は自分の資産を気が付いていないこともよくありますので、皆さんから資産を掘り起こし、活用してあげるといいかと思います。

——— そうですね。意識もしてないでしょうけど、企業から見たら、それがすごい資産となるのですね。

**佐田** 先生方のその資産は、そばで見ているとすごいです。企業が自前で同様な資産を構築しようとしても、一朝一夕でできるものではないのです。しかしながら、大学の資産の多くは眠ったままになっています。ようやく産学連携活動で、試掘採掘が始まったと言って良いでしょう。そうして掘り出されて事業につなげて、企業や産業の活性化、ひいては国民の福祉の向上に還元できるのです。大学はキャンパス鉱山と言われて、その鉱山の中にはいろんな鉱石、鉱物が埋まっています。今皆さんは、主に特許だけに注目していますが、それ以外にまだまだ沢山あります。先生の論文や学生そのもの、研究設備や実験装置等々です。これらの中には、中小企業ではどこももっていないような設備や器具が大学にはそろっています。世間はよく知的財産権と言いますが、大学の知的資産や知的財産にも目を向けてほしいところです。

——— 大学の知的資産、知的財産とは何ですか？

## 大学の知的資産, 知的財産, 知的財産権について

知的資産	研究者 (含 学生, 院生, ポスドク等), ラボ (試験装置等)	・ 技術指導・学術指導契約 ・ 治験・臨床試験等の受託契約 ・ 共同・受託研究契約
知的財産	研究論文, 学会発表, 報告書, 監修, コメント等提供情報, 試作品等 (開示情報(論文等)+ ノウハウ)	MTA, ノウハウとからめた 技術契約, 奨学寄付等 (開示情報は万人共通財産である為, それだけで権利主張することは困難。 大学や研究者の信用力を背景に主張を。 未公開情報であれば特許を受ける権利あり)
知的財産権	特許等, 著作権 (プログラム, 教材, ソフト等)	知財契約 (期間制限あり)
	特許等, 著作権 (同上+ ノウハウ)	知財契約+ ノウハウ契約 (ノウハウは無期限)

Copyright © 2016 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

**佐田** 大学の知的財産とは、研究論文、学会発表、報告書、監修、コメント、試作物等です。知的資産は、学生、院生、ポスドク、教員、試験装置、研究設備、クリーンルーム等が入ります。最近では、知的資産である大型顕微鏡や測定器等の研究設備や試験装置を地元の企業に開放して、企業の技術レベルを上げてもらおう、という取り組みが始められています。山口大学は、比較的低廉で利用できるシステムを組んで、周辺企業に活用を呼びかけています。これらは産学連携活動として、社会貢献の一環で、敷居も低くなっています。大学の活用で皆様方の活力を上げるために、大いに活用して頂きたいと思います。

——— おそらく、地元の中小企業はそういうのを使えること自体をあまり知らないし、使いたいと思っても、ハードルが高くて躊躇してしまうようです。あと一見して易し過ぎる課題については、先生にそんな簡単なことを持ってくると言われてしまう、ばかにされるのではないかという心配も企業にはあるようですが。

**佐田** そんなことは決してありません。研究者にとってみると、そんなニーズがあったのかと、感激すると思いますよ。大学の活用を企業にどうしたら普及できるかということ、いろいろと考えております。

最近面白い事例を見つけました。大学による監修の活用の例です。白ハト食品が市販した大学芋に、東京大学医学部栄養管理室監修と商品に明記されて売り出した元祖大学芋です。なんとなく身体によさそうという気が起きますね。この監修は大学の知的財産を見事に活用しており、我々大学人として、大いに参考になることです。企業は多少のロイヤリティーを払っても、商品力のアップにより、そのコストの回収はできているはずですよ。

——— 大学のお墨付きにより宣伝効果を高めるといえることですか。

**佐田** そうです。大学の信用力を、もっと企業は活用すればいいと思いますね。興味を引く事例をもう一つご紹介しましょう。喉がイガイガした時とかに食べるのど飴があります。こののど飴は、いろいろなメーカーの商品が店頭で並んでいます。その中で目を引くのがカンロ（株）のボイスケアのど飴です。パッケージには、音楽大学（国立音楽大学）との共同開発と表記されています。音楽から声が良くなるとの連想が働き、思わず手に取ってしまいます。これらは、大学の知的資産、つまり信用力をうまく活用しています。ここで事例に上げたものは、企業から大学にアプローチし提案したと聞いています。大学の活用も創意工夫です。これらも産学連携の一環ですので、大いに挑戦してみてください。

——— 特に地方では大学の信用力は大きいのですからね。

**佐田** 先程も言ったように、大学はキャンパス鉾山ですから、いっぱい資産が眠っています。だから、産業界の方々には、その鉾山から宝を掘り出す能力を身につけてもらいたいですね。同じ山を見ても、資産にできる人と、素通りする人がいますよね。それと同じです。大学に赴任して15年間産学連携活動に立ち合いましたが、収益を確実に上げている企業は、うまく宝を掘り当て、実にうまく事業に活用しています。皆さんにも、そんな、いわば山師（チャレンジャー）の感覚で大学の資産・財産を見つけていただきたいですね。



## 大学と企業との間のトラブルを未然に防止する方法

——— 産学連携を知財の面で見たとときのトラブルと言いますか、大学側の知財に関する考えと、企業の考えがなかなか折り合わなかったりとか、たとえば、論文発表といった大学の先生の一歩のミッションに対して、特許出願しないと発表できないという先生のもどかしさとか今でもありますでしょうか。

**佐田** ありますね。

——— 逆に、先生が思わず発表を先にしてしまったり、企業からしたら、どうして先に発表するのですか、といった事例とかもあるのではないですか。

**佐田** その問題は、先生とのコミュニケーション不足からくるものだと思います。先生は、学生を卒業させなければいけない。あるいは、マスター1年から2年に、更にドクターに上げなければいけない。そういう時には、必ず学会発表や論文発表が必要になり、発表させてやらなくてはならない。これらは、先生にとっては大事なミッションであり、当然な季節作業となっています。学生・院生たちは、時間に追われて研究をし、ギリギリのところまで発表準備に追われます。企業としては、こういったタイムチャートを把握していないと、無断で突然発表された、と言う話になってしまいます。こういった、先生にとっての当然の情報、つまり、共同研究に係わる学生、院生、教員等の諸々の各種スケジュールを把握することが、第一歩の仕事になります。更に、もしその先生が外部資金を取っているのであれば、その報告の時期はいつなのかを把握しておけば、トラブルも起きにくいと思います。

大学はほぼ一定のサイクルで動いていますから、研究の進捗を常時見ていて、その中から適宜特許になりそうなものを引っぱりだしてやるサポートも大切です。教員の習性として、共同研究の最後に特許出願を考えようと思っている人が多く、大学の特許は集大成した論文の副産物と考えられている傾向があります。そんな中で、企業側からの研究途中での特許出願のアドバイスは、教員にとっては目からウロコで有難いはずで、教員自身は、企業がどんな情報を欲しているかがよく判らないことも多いので、企業側から積極的なコミュニケーションを図ってもらえると助かります。法人化から15年経ち、産学連携コーディネーターやURAといった大学と企業をつなぐ人材を確保している大学も多くなってきていますから、そのような人達にコンタクトすることも大学活用のコツです。

いずれにしても、産学双方向からコミュニケーションをきちんと取ることで、トラブルの多くは回避できると思います。余談ですが、コミュニケーションということで、企業側にもう一つお願いしたいことは、教員と面談する際には、予めその教員の論文等に目を通して、2～3ほど質問を用意しておいてもらいたいですね。教員との会話もはずみ、その後のコミュニケーションがスムーズにいくことが多いですから。

## 連携先の大学の見つけ方

**佐田** 企業が連携先の大学を見つけるにあたって、先々月(平成30年5月)、経産省と文科省が共同で大学ファクトブック<sup>2</sup>というのをホームページで公開しました。ここに、共同研究とか研究状況の全部のデータが大学ごとに開示されています。

——— これは誰でも閲覧できるものですか？

**佐田** 誰でもできます。大学の研究者数、共同研究や受託研究件数と受け入れ額も出ていますので、それぞれ一件の額の相場の見当がつくと思います。特許出願件数やその技術分野が示されていますので、その大学がどの分野に強いのかも判ります。産学連携の内幕情報ですので、ようやく開かれた大学という感じになったのではないのでしょうか。

——— これがあると、企業としても、マッチング先の大学を見つけるのに役立ちますね。

**佐田** そう、大学の様子もこれでわかると思います。しかも、便利なことに、産学連携担当部署の担当者名やアドレスも表示されていますので、どの大学のどこに、どのようにアプローチすればいいかが判ります。

——— このような情報が公開されているということ自体が、まだそれほど広まっていないですね。

**佐田** そうですね。これからですね。どんどん周知して、ぜひ皆様に活用してもらいたいです。

---

2 産学官共同研究におけるマッチング促進のための大学ファクトブック

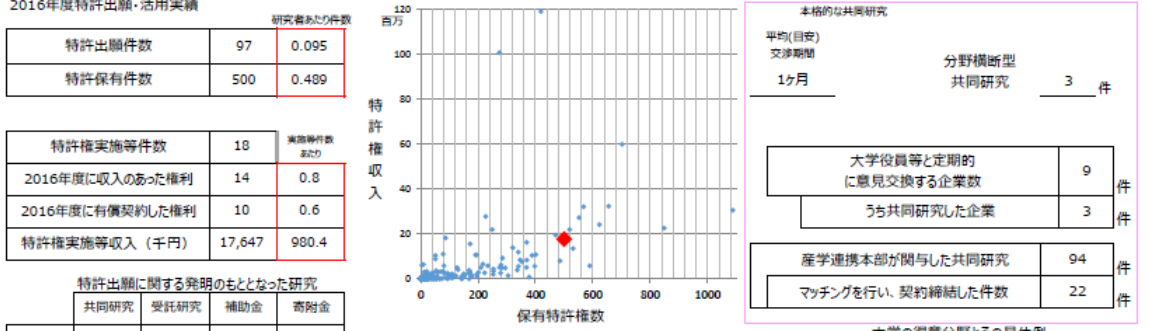
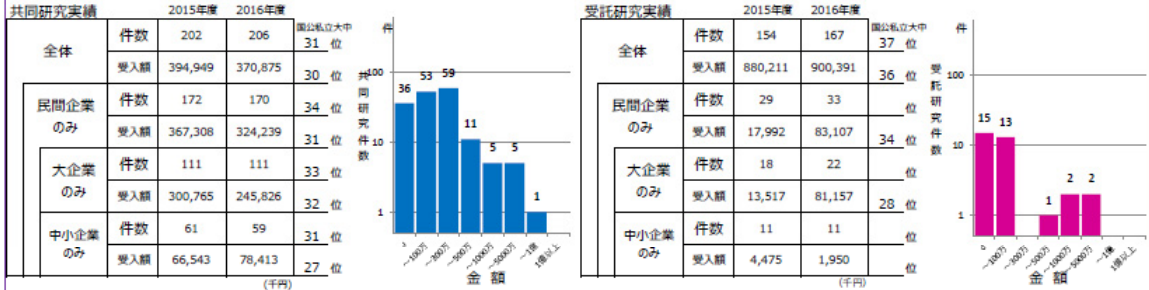
<http://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180516003/20180516003.html>（経済産業省）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/sangaku/1404608.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1404608.htm)（文部科学省）

国立 <b>山口大学</b>	窓口	担当部署	学術研究部産学連携課	担当者	戸西 英明
	産学連携HP	TEL	0836859961	Email:	sh052@yamaguchi-u.ac.jp
	シースDB				

大学全体の経営理念における産学官連携活動の取組方針	産学官連携活動について今後重点化したい事項
---------------------------	-----------------------

研究者数 1,023人	実用化数 5件	産学連携担当部署 実務担当者 48名 実務者あたり研究者数 21名 専門性を有する者の配置 弁護士 井理士 公認会計士 井理士 その他	URA 実務担当者 8名 URAあたり研究者数 128名 URA職務従事状況 プレアワード 3名 及び研究戦略推進支援 3名 及びポストアワード 2名 及び研究戦略推進支援 2名 ポストアワード 2名 及び研究戦略推進支援 2名 研究戦略推進支援 1名	コーディネーター(CDN) 実務担当者 1名 CDNあたり研究者数 1,023名 コーディネーター職務従事状況 知財衛生(発明相談、特許出願等) 研究開発支援(研究開発戦略構築、補助金申請支援等) シースPR(イベント出席、企業訪問等) 技術契約支援(共同ライセンス契約、守秘義務等) ニーズ調査(企業訪問、市場動向分析) 事業化支援(ベンチャー起業化支援、知財開拓)
----------------	------------	---	--	---



(一般社団法人日本経済団体連合会、経済産業省、文部科学省「産学官共同研究におけるマッチング促進のための大学ファクトブック」より)



## 地域の活性化のために

**佐田** 大学の研究成果を産業界にうまくビルトインして、国が取り組んだ成果をうまく国民に還元するというスキームは、多くの国でやっています。周辺諸国をみれば、韓国や中国、台湾でも動いています。アメリカの場合は、大学の研究と併せて、軍事研究からの成果を、どんどん民間で活用を図っています。国防の予算で生まれた研究成果を皆で分かち合っているのです。韓国では産学連携を日本より後から取り組んだのに、政府が熱心に乗り出し今や日本より活発に機能して、サムスンやLGとかは、その恩恵を大いに受けていると聞いています。日本の場合は、大学の自主性に任せていますので、なんとなくモタモタしているのでしょう。

——— もたもた状態ですか。

**佐田** 前に言いましたように、日本の国際競争力がかつて32位まで急落してから、知財立国を打ち出したものの20何位まで回復ができたのがせいぜいで、それ以上なかなか浮上していません。以前は1位を走っていたのですから驚きです。もっと産学連携を活発にという掛け声がこのところ大きくなってきていますが、大学の研究に限らず、国の研究機関、自治体の研究機関、あるいは産業界、特に中小企業へのもっと手厚い支援等や、日本全体の活性化を考える必要があると思います。私が思うには、特に、地方を元気にすることが必要です。今の日本は、関東、中京、関西という限られたエリアに、人口も産業も集まり過ぎています。

——— 南海トラフとか首都直下型の地震があったら、日本の機能が壊滅的になるとの報告が先般されていましたが。

**佐田** ええ。そういう意味でも、各地方の大学が持っているいろいろなリソースを活用する方向に舵を取る必要があるでしょう。総務省や文科省等も、地方を元気に、ということで、各種施策を打ち出しています。その一つとして、産学連携による知財活用があります。つまり、大学の研究成果の特許等の知的財産権で固め、企業、特に地方中小企業にうまく活用してもらうのです。論文の発表だけだと、発表された技術で事業化した場合、価格競争になりかねないため、「あなただけです」という状態で地方中小企業に移転します。地方で進めていかないと、一極集中で大地震や津波、豪雨等が襲って来た時に、国のリスク管理は一体どうなってるということになるでしょう。

——— 地方大学のリソースで、地方を元気に、ですね。

**佐田** ただ、地方の大学は、なにせ運転資金が枯渇状態で、特許出願の経費の捻出もままなりません。そこで私は、国選弁護士みたいな制度が、特許の世界でもあるといいなと勝手に夢想しています。国選弁護士は2分の1か3分の1の経費で、いわばボランティア的にやっていると聞いています。それと同じように、国選弁理士という形ができるとありがたいのですが。弁理士の数は今や、1万人を超えています。大学の特許出願件数、年間約8,000件です。1人1件、ボランティアをお願いできれば片付きます。

——— 弁理士1万人で割れば、年間1人1件、社会貢献しましょうということですか。

**佐田** 大学特許を1年に1件。日本のイノベーション推進活動や、地域の貢献活動のための国選弁理士活動（仮称）に参画していただけますか、ということをお願いしていきたいですね。

——— ちなみに、それに対する弁理士会とかの反応はどうですか。

**佐田** それは、個人個人が事務所を経営していますので、弁理士会としてはなかなか言えないと、弁理士会の執行役員が変わるたびに言われます。ただ、国選弁護士制度も、個人から自然発生的に出てきたと聞いています。福岡の個人事務所の所長さんが、弁護士を雇うお金がない方を知り、お金の有無で法の下での平等がされていないことを、なんとか解消したいと思って始めたことがきっかけで、今や全国に広がったと聞いています。

——— そうですね。そこはやっぱり、志ですか。

**佐田** そういうことですよ。だから、知財の世界も、イノベーション活動や地域貢献を目指している地方大学が、お金がないことで出願をあきらめる、ということにならないよう、弁理士の皆様にご理解を頂き、国選弁理士制度（仮称）としてご協力を賜れば、有り難いと思っております。

——— それは本当に、志願制というか、登録制にしてもいいのかなと、今お聞きして個人的には思います。社会貢献したい人だけ登録して、それで、10分の1の1,000人、5分の1の2,000人とか、数が増えれば増えるほど、実現性も高まっていくわけです。

**佐田** そのとおりです。ご理解、有難うございます。弁護士は社会正義のためと、胸をはりますよね。弁理士にも、「イノベーション推進や社会貢献のため」というようなキャッチフレーズがあるといいですね。そうすると、先程、加島先生が「志」と仰いましたが、その志がはっきりしてきて、弁理士さん方も、大学でも気持ちよくご活躍して頂けるようになると思うのですが、いかがでしょうか。

(取材日：2018年7月4日 山口大学常磐キャンパスにて)